

社会福祉法人樹の実会 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人樹の実会（以下、「法人」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(総額)

第2条 評議員の各年度の交通費及び職員給与を除く報酬の総額は、120万円を超えない範囲とする。

(報酬)

第3条 評議員には、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額10,000円を支給する。ただし、報酬については、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除した後の金額とする。

(費用弁償)

第4条 評議員がその職務のため、評議員会に出席したときは、社会福祉法人樹の実会 通勤・旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(交通費)

第5条 評議員には、評議員会出席1回につき自宅から会場までの往復にかかる次のいずれかの額を交通費として支給する。

- (1) 公共交通機関を利用する場合は、発生する運賃額に相当する金額
- (2) 自動車を利用する場合は、自宅から会場までの往復距離に30円/1kmを乗じた金額及び駐車場利用料金の合計金額
- (3) 上記(1)(2)以外の手段の場合、会場までの往復距離に30円/1kmを乗じた金額

(報酬等の支給方法)

第6条 評議員に対する報酬及び交通費は、評議員会に出席した都度、通貨で本人へ支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。